

書類送付のご案内



〒160-0004

東京都新宿区四谷2-11

アシストビル8階

株式会社イマジン・コーポレーション

管理部 kanribu@imagine-c.co.jp

TEL 03-5312-5401

FAX 03-5312-5402

拝啓

時下、ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

下記、書類ご送付いたしますので何卒よろしくお願いいたします。

敬具

記

イマジン・コーポレーション 入居申込書・記入例	1 部
おへやサポート 加入申込書	1 部
インターネット・ライフライン ご案内依頼書	1 部

この度は弊社管理物件をご紹介いただき誠にありがとうございます。

ご依頼いただきました申込書をお送りいたしますので、ご査収下さいませお願いいたします。

その他、申込時に必要となる書類は、申込書に記載しておりますのでお忘れなく添付下さい。

全てご記入いただいている申込書より番手決定となります。

記入漏れ・必要書類の不備等のないようご注意ください。

※ 賃料発生日（入居日）は申込後最長2週間といたします

※ FAXにて申込書類をお送りいただき、身分証明書が不鮮明な場合
メールにて再送付をお願いする場合がございますので、あらかじめ
メールにて申込書類をお送りいただけますようお願いいたします

管理部宛 kanribu@imagine-c.co.jp

以上

賃貸借物件申込書（法人）

【緊急連絡先】

物件名			号室		所在地			
					〒 -			
賃料	管理費	敷金	礼金	駐車場賃料	その他費用	転居理由		
円	円	ヶ月	ヶ月	円	円			
賃借人	フリガナ			フリガナ				
	社名			所在地	〒 -			
	代表電話				FAX			
	設立年月日	年 月 日			資本金	円	〇印	上場
	フリガナ				年商	円		非上場
	代表者				事業内容		従業員数	名
	生年月日	年 月 日		担当者		電話		
入居者	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	携帯電話	勤務先・学校	
	姓)			年 月 日				
	メールアドレス							
	姓)			年 月 日				
	姓)			年 月 日				
緊急連絡先	フリガナ			フリガナ				
	氏名			住所	〒 -			
	電話				携帯電話			
	生年月日	年 月 日		歳	男 ・ 女	続柄		
	フリガナ			フリガナ				
	勤務先			住所	〒 -			
	電話			業種				
部署			役職		勤続年数	年	年収	万円

●上記内容と契約内容が相違した場合及び虚偽、不明点が在った場合は契約をお断り致します●

上記の通り入居申込致します。 又相違点があった場合はただちに解約となり一切の金銭が返金とならないことを承諾致します。				
年 月 日		氏名		印
入居予定日	年 月 日	仲介業者名		
担当者名		電話番号		

【必要書類】 賃借人：会社概要・会社謄本・印鑑証明書
入居者：住民票

株式会社イマジン・コーポレーション 東京都新宿区四谷2-11アシストビル8階
TEL 03-5312-5401 FAX 03-5312-5402

※ご入居者名、フリガナ、ご捺印をお願いいたします

おへやサポート 加入申込書

私は会員規約に同意し、個人情報の取扱いに関して確認いたしましたので
株式会社ハウズドクター 24の運営する「おへやサポート」に申し込みをいたします。

申込区分

☐ 月額 (税込)

☒ 2年一括 19,800円 (税込)

☐ 2年更新 (税込)

お申込日	年	月	日	サービス開始日	年	月	日
------	---	---	---	---------	---	---	---

契約者	フリガナ			印	性別	1. 男	2. 女				
	※入居者名 契約者名 (ご本人署名) ※必須	姓	名		3. 法人	生年月日 (西暦)					
	※名義の変更はできません。 ※法人契約など契約者と入居者が異なる場合は、下記入居者欄にご記入下さい。		年		月	日					
	契約者住所 ※必須	〒						都道府県			市区町村
	電話番号 ※必須	()	電話番号	()							

※契約者様と入居者様が同一の場合は記入不要です。

入居者	フリガナ			性別	1. 男	生年月日 (西暦)				
	入居者名	姓	名		2. 女	年		月	日	
	入居者住所 ※必須	〒							都道府県	
	電話番号 ※必須	()	電話番号	()						

同居家族	フリガナ	姓	名	続柄	フリガナ	姓	名	続柄
	入居者名				入居者名			
	生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日
	電話番号	()	電話番号	()				

取次店記入欄	物件管理先 ☒ 自社管理 ☐ 他者管理 ☐ 家主管理 ☐ その他	取扱店印
	管理会社名 (家主名) 株式会社イマジン・コーポレーション	
	電話番号 03 (5312) 5401	

- 本申込書はコピーをとり、保管をお願いいたします。原本はお客様にお渡しください。
- 記入後は下記へ必ず FAX していただくか、スキャンの上、メール送信してください。

FAX: 03-6673-4240 ✉ : oheya-support@housedoctor24.com

宛先：株式会社ハウズドクター 24 事務局

※加入登録の変更の際は、お問い合わせフリーダイヤルまでご連絡下さい。
TEL：03-6705-8487 営業時間 10:00-17:00 (土日祝・年末年始を除く)

会員規約

第一章 総則

■第1条(規約)

1.この規約(以下「会員規約」といいます)は、株式会社「ハウスドクター24」(以下「当社」といいます)が提供する緊急救けつけサービス「おへやサポート」(以下「本サービス」といいます)を、第3条に定める会員が利用する際に適用されます。

2.当社は、本サービスの運営上、サービス毎にその利用規約や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます)を設けることがあります。それらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。

■第2条(会員規約の変更)

1.当社は、目的の遂行に必要な場合または経済情勢の変動等やむを得ない事情が生じた場合は、会員の承諾または会員の事前通知なく会員規約を追加、変更できるものとします。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の規約に基づくとします。

2.会員規約を変更する場合は、Webサイトへの提示、電子メール、文書を送信する方法など、当社が適当と判断する方法で、会員規約を変更する旨および変更後の会員規約の内容並びにその効力の発生時期を告知します。

■第3条(会員の定義)

1.「会員」とは当社所定の加入申込書に記載された者であることをサービス対象者とし、「個人会員」と「法人会員」に分類される。ただし、登録の届出(配祀)、変更の届出(変更手続)が無い者は本サービスの対象外とします。

2.「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き(会費の支払いを含みます)を行い、当社がこれを承認した者を行います。会員希望者は本サービスの申し込みを行った時点で会員規約の内容を承諾したものとみなします。

3.「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として入会申込時に指定した住居をいいます。

4.「同居家族」とは、会員がサービス対象物件において入会申込時点で、あらかじめ当社所定の加入申込書に「同居家族」として記載された者であり、その者に限定して本サービスが受けられるものとします。配祀、届出の無い者は本サービスの対象外とします。

5.会員と同居家族を含むて、会員と認識するものとします。

6.「法人会員」の契約は、法人が本サービスの対象物件を社宅等として利用することを目的に当社と法人名義で契約(「社宅」につき「契約扱い」とします)をし、当社の法人の役員または従業員その他の使用人等が本サービスの対象物件に入居する場合に限ります。会員の登録(変更)の届出が無い者は本サービスの対象外とします。

■第4条(本サービスの利用および種類)

1.会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。

2.会員および同居家族は本サービスを利用できるものとします。ただし、会員規約または諸規定等に特定の定めがある場合はこの限りではありません。

3.会員は、会員および同居家族が本サービスを利用する場合において、会員規約や諸規定を自らが遵守できる義務を負うものとします。

4.本サービスは、日本国内に限り提供されるものとします。

■第5条(諸規定等)

会員は、会員規約および本サービスの利用規約に基づく権利義務を第三者へ譲渡、賃貸、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

■第6条(会員義務)

当社が加入の申込みを承諾し、会員になった方が本サービスの提供を受けられる場合、サービス提供時に会員であることを事前に確認いたします。

■第7条(有効期間と更新)

(1)本サービスの有効期間が加入申込書に記載されたサービス開始日(入居日)から起算するものとします。

(2)会員が本サービスを更新する場合、当社が定める会費を更新日までに支払うものとします。

■第8条(会員の届出)

1.会員は、当社に届出した加入申込書記載内容(氏名・住所・電話番号・同居家族情報)に変更があった場合は、当社所定の方法により速やかに変更手続を行うものとします。また、加入申込書記載内容の変更は契約である会員の申し出により行われます。

2.初めに定める変更手続が行われなかったことの変更手続の遅延により、会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

3.会員は、当社情報に変更があるにもかかわらず、その届出を行わなかったときは、本サービスを受けられない場合があります。

■第9条(解約・加入資格の取り消し)

1.会員が退会を希望する場合には、契約者である会員の申し出により解約手続を行うものとします。

2.会員の解約した後に加入した場合は、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。当社は同時に本サービスの提供を中止できるものとします。

(1)入会申込み時に虚偽の申告をした場合

(2)会員規約または諸規定の定めに従った場合

(3)不審な問い合わせや悪質ないたずら等で本サービスの義務に支障をきたした場合

(4)当社及びその関係者等に対して迷惑や損害を及ぼした場合

(5)本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合

(本サービスの対象物件に関し、会員との賃貸借契約の範囲外について本サービスの提供を含む)

(6)本サービス利用において、当社および業務委託先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻りに電話をかける等の行為、当社および業務委託先の業務を妨害し、業務に支障を与えた場合

(7)会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が不適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合

(8)会員が本サービスを提供する際、当社および業務委託先の社員および第三者の生命、身体、財産その他の権利義務を侵害する恐れがあることが判断した場合

(9)当社の警告にもかかわらず、期限内に会費が支払われなかった場合

(10)会費を要求、不要な罰金等、遅延行為に該当するものが判断した場合

(11)会員が不正な行為があった場合または、不正な行為を行うおそれがある場合

(12)その他、当社が会員として不適切であると判断するに際する正当な理由があり、また本サポートを提供することが困難で、不適切とみなした場合

■第10条(個人情報)

1.当社は、本サービスの申込みまたは利用等を通じて知り得た会員の個人情報(以下「個人情報」といいます)は、当社の個人情報保護方針および個人情報の利用目的(取り扱い)についてに従って取り扱います。会員は、当社の「個人情報保護方針」および「個人情報の利用目的(取り扱い)」についてに従って自己の個人情報を取り扱われることに同意するものとします。

2.会員は、当社が契約において個人情報を使用することあらかじめ同意するものとします。

(1)本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発または、収益等に役立するための各種アンケートの実施

(2)本サービス提供企業、再契約先への会員の個人情報の提供

3.本サービスの業務遂行にあたり当社は第三者に業務を委託する場合があります。この場合業務遂行に必要な期間で、当該業務提供、提携先および本サービス提供会社(以下「提供会社」といいます)への会員の個人情報の提供

(4)個人または公共の安全を守るために緊急に開示の必要があると当社が判断したとき

5.本サービスの運営維持のため、又は当社の権利若しくは財産保護等に必要不可欠と判断したとき

(6)申込承諾書並びに本サービスの提供およびおへやサポート対応のため

(7)本サービスに関する情報を通知するため

(8)当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため

6.本サービスの本来の「付帯的な機能」本サービスの提供若しくは会員の依頼に基づく本サービス提供のため、提供会社との間で取次ぎする場合は、共同利用する場合

(10)その他、当社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき

3.会員は当社および提供会社が会員の以下の個人情報等を所定の方法で取得し、これを利用することと同意します。

(1)氏名、生年月日

(2)郵便番号、住所、電話番号およびメールアドレス等の連絡先

(3)その他当社が必要と判断した事項等

■第11条(会費)

会員は、本サービスを利用するにあたり、所定の会費を支払うものとします。

なお、支払われた会費は、当社が申込を承諾しなかった場合を除き、解約・取り消し・解除等場合でも返戻しないものとします。

■第12条(免責)

1.当社は、故意または重大な過失がある場合を除き、会員が本サービスの利用によって生じた会員の損害(他者との間で生じたトラブル等に起因する損害を含む)等について、一切の責任を負いません。

2.当社は、故意または重大な過失がある場合を除き、会員がその有効期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等については一切の責任を負いません。

3.情報の利用について、これを会員に強制するものではなく、利用した責任は会員に帰属するものとします。

4.当社は、次のいずれかに該当する場合もしくは会員が第9条2項各号に該当する場合または該当する恐れがあると当社が判断した場合、その他やむを得ない場合に、本サービスの提供をお断りする場合があります。

■第13条(管轄裁判所)

本サービスに関し生じた訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方・簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第二章 緊急救けつけサービス「おへやサポート」

■第14条(サービス内容)

1.会員は次の各号のトラブルが生じたとき、専用フリーダイヤルで、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または本サービスを受けることができます。

- (1)鍵の紛失または故障等の鍵のトラブル
- (2)水まわりのトラブル
- (3)ガスのトラブル
- (4)ガス・給排水のトラブル
- (5)電気系のトラブル
- (6)建具のトラブル

7.在宅相談

2.前項により当社が提供する緊急サポート対応の定義は次の通りとします。

「本サービスは60分以内の部品代を除く作業を、一度対応」といいます。

(2)部品交換および別途特別作業が必要な場合で、再度訪問および作業を「二次対応」といいます。

3.鍵のトラブルサービスを会員が受ける場合は、次の当住所認定に準じた身分証明書(原本)を解錠作業前に提示できることが条件となります。身分証明書とは、印字されている住所が本サービス対象物件の所在地と一致している公的書類および会員本人の顔写真(免許証・マイナンバーカード 等)の原本とします。

4.作業費・部品代無料サービス

会員が14条第1項に記載する本サービスを利用し、現地に本サービスの対応定額を超え、会員の実費負担が発生し、次の給付条件を満たした場合は、最大5,000円(税込)まで当社が負担します。

(1)給付条件

- ① 作業費・部品代補助金は、契約期間中1回までのサービスであること。
- ② 発生した実費負担が5,000円(税込)以内であること。
- ③ 当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

5.会員は本サービスを利用した場合、管理会社とその他関係各社との状況報告のため現場写真を撮る場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

■第15条(利用料)

1.会員は、本サービスを、有効期間内において24時間365日、専用のフリーダイヤルで、無料で利用できるものとします。ただし、前条第2項(1)に記載する60分を超えた作業代金、または前項(2)に記載する緊急対応特別作業が必要になった場合の部品代等や作業代金が、前条第4項に記載する金額を超える場合、会員が負担するものとします。

2.本サービスを受けた後、に二次対応が必要となった場合、会員は貴人又は当社の承認を得た上で、別途予約(作業料金・部品代)に追加して本サービスを依頼することがあります。

3.当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

■第16条(免責)

次の各号のいずれかに該当するトラブルは本サービス対象外とします。

(1)入居前および入居当初からの故障・破損のトラブル(原因回復)に対応するトラブル

ただし、生活に支障がある火災関連の故障(トラブル・鍵の紛失)を入居日より対応。

※入居前の状態であった等の故障(トラブル)(原因回復の範囲)は、管理会社様への報告となります。

※物件や設備の元々ない場合は作業が出来ない場合があります。

(2)建物共用部分に属するトラブル(共用廊下、エントランス等)

(3)立会いができない場合のトラブル

(4)21:00以降、翌9:00までの時間帯における破損による解決

(5)会員以外からの要請

(6)本サービス後の二次対応工事

(7)本サービス対象物件以外の物件でのトラブル

(8)遠置・転居等の理由での現状回復のための要請

(9)専用フリーダイヤルを利用しない場合

(10)本サービス以外に当社以外の者が要請し対応された場合の費用および未対応対応

(11)本サービス以外で要請した業者が行った作業のトラブルおよびその継続作業

(12)会員が、会員規約等に違反した場合

(13)自然災害、天災、暴風、地震等に起因する場合

(14)天災災害等の自然災害等により本サービス対象物件への到着が困難であると判断した場合または本サービスのコールセンターにおいて会員からの要請が困難な場合

(15)会員の住所が緊急および本サービス提供が困難な山間部に変更になった場合

(16)その他当社が不適切と判断した場合

第三章 補助金給付制度

■第17条(サービス内容)

会員は次の各号の補助金給付制度を利用することができます。ただし、利用には事前申請を必要とします。

(1)バックアップサポート

(2)宿泊補助金

(3)ガス交換補助金

(4)自転車修理補助金

■第18条(各種給付条件及支払方法)

前条の補助金給付制度の給付条件及支払方法は次のとおりです。ただし、当社は、補助金請求の受付業務および関係業務を行ない、各補助金の給付条件等を満たした、当社が支払いに該当すると判断した場合に限り給付します。なお、給付には会員が事前申請を行い、当社がそれを受理した場合に限ります。支払いは契約者である会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末に補助金を振込するものとします。

(1)バックアップサポート

この制度によりバックアップサービスに該当する場合は、被害に遭ってから3ヶ月以内に本サービス対象物件から会員が転居する場合、その転居費用の一部として被害額に応じて見舞金(以下「見舞金」といいます)最大10万円(税込)を給付します。

◆見舞金の給付条件

本サービスにおいて見舞金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付します。

本サービス対象物件による第三者による侵入盗難被害が発生し、3ヶ月以内に当物件へ引越してを完了し、転居後の賃貸借物件との賃貸借契約の締結が完全に完了していること。

侵入盗難被害があった日から3ヶ月以内に、本サービス対象物件の解約手続きが完全に完了していること。

① 転居後の物件が、転居前の物件と同じ物件で契約した物件であること。

② 見舞金の給付は、契約期間中1回までとします(2回目以降は対象外です)。

③ 給付に限り、当社が指定する必要書類を期日までに全て提出していること。

④ 当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

◆除外事由

次の各号の、いずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。

① 会員の不在中、確認しなかったことに起因して発生した侵入盗難被害および会員の故意または重過失による侵入盗難被害、その他会員の犯罪行為や会員の過失行為による侵入盗難被害

② 室外ラブリッジに起因する盗難被害

③ 会員および会員の同居人、親族、使用人、止居人、監守人その他サービス対象物件に入居することが可能な者が加担した行為による侵入盗難被害

④ 会員および会員の同居人、親族、使用人、止居人、監守人その他サービス対象物件に入居することが可能な者が在宅中の侵入盗難被害

⑤ 戦争その他の震災による侵入盗難被害

⑥ 地震、噴火、火災、爆発、風災、水災、雪災その他の天災の影響による侵入盗難被害

⑦ 核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の発生の影響をもての侵入盗難被害

⑧ 前号以外の放射線照射又は放射能汚染による侵入盗難被害

⑨ 盗難の被害が無かった場合

⑩ 警察に速やかに届出をしていない場合

⑪ 侵入盗難被害が発生した日を含め5日以内に当社に報告しなかった場合

⑫ 転居先の入居・居住宅物件の「仲介・不動産業者」が当社代理店以外の場合

⑬ 会員が会員規約等に違反した場合

⑭ その他当社が不適切と判断すべき合理的理由がある場合

⑮ 会員の所有物件以外の盗難被害(建物設備・共有部・部屋外は対象外)

◆見舞金の受付

当社は、見舞金請求の受付、侵入盗難被害対策事故の調査(バックアップサポート)に関する各種問い合わせを含みます)を行うものとし、会員は事故発生後、速やかに以下に掲げる事項を当社に対し事前に報告するものとします。

見舞金の請求を行うときは、会員は見舞金請求書に次の情報を添えて当社に提出するものとします。なお、当社が指定した期日までに届出がされなかった場合は、見舞金は給付されないとします。

① 警察署が発行する盗難届出証明書および届出受付番号

② 当社所定の事故報告書

③ 盗難に遭った被害の被害額を算する書類

④ 被害状況現場の写真

⑤ 会員本人名義の金融機関口座番号等の情報

⑥ 転居後の賃貸借契約書の写し

⑦ その他当社が必要と認める書類

◆その他

バックアップサポートによる見舞金の給付は、他のサービス、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

(2)宿泊補助金

本サービス期間中に鍵の紛失または故障等による鍵のトラブルにおいて、本サービスで解決ができな

かったことを理由として、会員が有料宿泊施設を利用した場合に宿泊料金の補助金として、最大10,000円(税込)までを給付します。

◆宿泊補助金給付条件

本サービスにおいて宿泊補助金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付します。

① 宿泊補助金の給付は、契約期間中1回までとします(2回目以降は対象外です)。

② 宛名に契約者である会員氏名の記載があり利用宿泊施設名、日付入りの領収書を該当日含め、5日以内に当社へ提出していること。

③ 当社所定の補助金申請用紙を該当日含め、5日以内に当社へ提出していること。

④ 当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

(3)ガス交換補助金

本サービス期間中にガスのトラブルにおいて、ガス交換を必要とし、会員がその交換費用を負担した場合に補助金として、最大30,000円(税込)までを給付します。

◆ガス交換補助金給付条件

本サービスにおいてガス交換補助金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付します。

① ガス交換補助金の給付は、契約期間中1回までとします(2回目以降は対象外です)。

② 宛名に契約者である会員氏名の記載があり依頼した作業店名、日付入りの領収書を該当日含め、5日以内に当社へ提出していること。

③ 当社所定の補助金申請用紙を該当日含め、5日以内に当社へ提出していること。

④ 当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

◆除外事由

次の各号の、いずれかに該当する場合は、ガス交換補助金は給付されません。

① 熱熱その他の自然災害、天災に起因するガスのトラブル

② 会費以外が負担したガスの交換費用

(4)自転車修理補助金

本サービス期間中に会員所有の自転車が破損し、会員が修理費用を負担した場合に補助金として、自転車修理専門店が発行した領収書の金額または最大2,000円(税込)のいずれか低い金額を給付します。

◆自転車修理補助金の給付条件

本サービスにおいて自転車修理補助金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付します。

① 自転車修理補助金の給付は、契約期間中1回までとします(2回目以降は対象外です)。

② 自転車修理専門店に「修理した会員自身の所有の自転車であること。

③ 補助金の給付対象となる破損被害は、タイヤ、鏈、チェーンに限ります。

④ 宛名に契約者である会員氏名の記載があり依頼した自転車修理専門店、日付入りの領収書を該当日含め、5日以内に当社へ提出していること。

⑤ 当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

◆除外事由

次の各号の、いずれかに該当する場合は、自転車修理補助金は給付されません。

① 会員の所有ではない自転車の修理

② 会員自身で修理した自転車

③ 盗難被害

④ 戦争その他の震災による破損被害

⑤ 地震、噴火、火災、爆発、風災、水災、雪災その他の天災の影響による破損被害

⑥ 核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の発生が影響したことによる破損被害

⑦ 前号以外の放射線照射又は放射能汚染による破損被害

⑧ 破損がなかった場合

⑨ 会員が、会員規約等に違反した場合

⑩ 会費が、故意に自ら事故を起こした場合

第四章 割引サービス

■第19条(提供)

当社は会員に対して、身の回りのサービスを会員割引価格にて提供します。

■第20条(利用方法)

会員は(バックレット)記載された内容等に従って自らの責任と負担により専用フリーダイヤルから割引サービスを利用できるものとします。

■第21条(内容の変更・廃止)

当社が変更した割引サービスについては、必要に応じて会員の承諾または事前通知なく(サービス内容を変更または、一部もしくは全部を廃止できるものとします。

■第22条(免責)

割引サービスは会員が自らの責任と負担において提供会社を利用するサービスであり、割引サービスの利用により会員が損害を受けた場合であっても、会費は自らの責任と負担においてその問題解決にあたるものとし、当社に故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第五章 ストーカー被害見舞金

■第23条

会員がストーカー行為の対象とされた場合、それによる被害の拡大を防ぐため支援することを目的とし、この制度によりストーカー被害見舞金(以下「見舞金」といいます)を支払います。

■第24条(対象とする会員)

この制度において会員とは、「おへやサポート」会員規約(以下「規約」といいます)の適用を受ける会員(以下「会員」といいます)とします。

■第25条(ストーカー行為の定義)

この制度においてストーカー行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいいます。

(1)次の①から④のすべてに該当する行為

① 恋愛感情やそれに関わらないことに対する過度の感情またはこれらに類する感情に基づくつきまとい、監視、押しつけ、暴行・脅迫、無言電話、その他不愉快に感じられる行為であること

② これらの行為が繰り返し行われること

③ これらの行為が会員またはその親族等会員と身近な関係にある者に行われること

(2) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年5月24日法律第81号)に定める行為(前号に該当する行為を除きます)。

インターネット・ライフライン設備案内シート

【仲介会社様へ】お申込書類返送時に必ず合わせてお送りいただけますようお願いいたします。

下記に✓チェックしていただき、お客様情報のご記入をお願いいたします。

☐ ライフラインサポートセンター株式会社WillPlaceより連絡が入る旨を了承しました。

お客様情報

記入日	年 月 日
お名前	ふりがな
携帯電話	
生年月日	西暦 年 月 日
お引越し先住所	〒 -
マンション名 号室	号
入居希望日	年 月 日
備考	都市ガス ・ オール電化

本紹介シートでご提供いただいた個人情報は、当社 株式会社イマジン・コーポレーションの業務提携先である株式会社WillPlaceを通じ、①提携している各通信業者への情報提供 ②当社の商品、サービスに関する情報提供各種手続きを行うために利用いたします。

ご記入ありがとうございました。

0120-945-787 よりお電話させていただきます。



ライフラインサポートセンター

株式会社WillPlace

〒141-0031東京都品川区西五反田2-27-3 A-PLACE5階

フリーダイヤル 0120-945-787 TEL 03-6373-5633 営業時間 10時～19時(毎週水曜定休日)



お引越しされるお客様へ

インターネット・ライフラインご案内サービス



水道



電気



ガス



ネット

電気 ガス 水道

 **TOKYO GAS**
 **Earth infinity**

インターネット Wi-Fi

SoftBank 光 SoftBank Air
ドコモ 光 auひかり
NURO 光 @nifty 光
ビッグロブ 光 USEN 光⁰¹
BIGLOBE

快適な新生活をお送りいただけるようお客様に合わせた
お得にご利用できるライフラインをご案内いたします。

※不動産会社様より案内依頼をいただいたのち、お客様へライフラインのご案内をいたします。

利用開始までの流れ

ご案内 ■ ■ ■ 申込・手続き ■ ■ ■ 利用開始



(株) WillPlace より
お客様へご連絡いたします。



お得にご利用できるインターネット
電力・ガス・水道会社をご案内し、
利用開始の希望日程で手続きを進めます。



お手間な用意も一括手続きで
新生活を快適にスタート！

※代行手続きができない場合はお客様にて手続きをお願いする場合があります。/状況によりご入居日に間に合わない場合がございます。



左記QRコードで
事前登録を
お願いいたします！

お客様へ、下記フリーダイヤルからご連絡いたします。



0120-945-787

ご案内 株式会社WillPlace
営業時間10:00~19:00